

事務連絡
平成28年5月19日

会員各位

公益社団法人 全国火薬類保安協会

平成28年度火薬類危害予防週間の実施について

いつもお世話になっております。

平成28年5月18日付けで経済産業省大臣官房商務流通保安審議官より、
首題の件で通知がありました。

つきましては、傘下の会員に周知方協力をお願いいたします。

以上

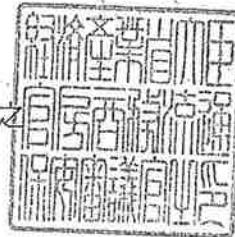
経済産業省

公益社団法人全国火薬類保安協会
会長 鶴田 欣也 殿



20160511 商局第2号
平成28年5月18日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



平成28年度火薬類危害予防週間の実施について

商務流通保安グループは、上記の件について、別紙のとおり平成28年度火薬類危害予防週間実施要領を定め、火薬類の危害予防意識の高揚を図るため当該要領に基づき所要の事項を実施します。つきましては、貴会におかれましても傘下会員にその趣旨を周知していただき、当該要領に基づき危害予防の徹底に努められるようお願いします。

平成28年度火薬類危害予防週間実施要領

平成28年5月18日
経済産業省

1. 目的

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した行事を行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

2. 期間

本年度は、平成28年6月10日（金）から6月16日（木）まで実施する。

3. 実施機関

商務流通保安グループ（以下「商流G」という。）及び各産業保安監督部が、各都道府県及び公益社団法人全国火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会、各都道府県火薬類保安協会等の関係団体と協力して実施する。

4. 実施目標

本年度の危害予防実施目標は以下のとおりとする。

（1）全般目標

最近の火薬類の事故において、慣れや油断等によるルール軽視や慎重さの欠如を原因とするものが散見されることから、火薬類を取り扱う関係者は、関係法令をはじめ各現場で定めた規定・ルール等を再確認し、法令等遵守の徹底、保安意識の向上を図る。

また、平成28年は、伊勢志摩サミットの後も関係閣僚会合が開催されることから、火薬類の紛失・盗難等の未然防止を図るため火薬類の管理状況の再確認等を図る。

（2）産業火薬類の製造及び消費中における危害予防の実施目標

平成27年は、産業火薬の製造中については、重錘を落とす信管の発火試験中、防御盾の小さな穴（重錘を落下させるひもを引くためのもの）を通して試験体の破片が飛び、作業員が指に軽傷を負う事故が1件発生した。当該事故では、当初、本人が火薬類による負傷であるとの認識がなかったため、関係者への報告が遅れた。当該事故を教訓とし、これまで事故無く行われている工程や、定常作業等においても、火薬類を取扱っていることや事故が発生する可能性を常に意識し、作業工程等の危険因子の洗い出しや、異常発生時の迅速な報告体制を含む手順書や危害予防規程等の再確認を行うとともに、当該作業を通じて現場関係者の保安意識の向上を図り、産業火薬類の

製造中の事故の防止を図る。

また、産業火薬類の消費中について、採石等のための発破作業により飛石が生じる事故4件などが発生した。そのうち2件は、退避すべき場所に退避していなかったことが原因で、作業員に飛石があたり負傷したものである。これらの事故を教訓とし、各現場関係者は、関係法令はもちろん、各消費現場等で定めた規定・ルール等について再認識し、保安意識の向上を図り、産業火薬類の消費中の事故の防止を図る。

(3) 煙火の製造及び消費中における危害予防の実施目標

平成27年は、煙火の製造中の事故は発生していないものの、引き続き、各製造所における手順書や行程等の再確認を行い、現場関係者の保安意識の向上、事故防止を図る。

煙火の消費については、前年に比べ減少しているものの、煙火の消費中の事故が45件発生している。また、負傷者数としてはやや増加している。煙火の消費に関する事故については、平成27年に発生した以下の事故等を教訓とし、個々の消費方法等も考慮した適切な消費計画や安全対策の作成を行うとともに、現場関係者は、関係法令をはじめ各消費現場等で定めた規定・ルール等について再認識を行い、保安意識の向上、事故の防止を図る。

- ・打揚煙火について、傾斜のある打揚台から発射された煙火が異常飛翔し、立入禁止区域外にいた見物人に落下、軽傷を負う事故が発生した。当該事故は、安全距離外ではあるものの打揚煙火の発射方向に観客がいたことも原因の一つであると考えられる。
- ・水中煙火について、手による投げ込み方式で消費中に、作業員が点火後直ちに投げ込むべきところ手に保持したままで煙火が開発し、両手首次損の重傷を負う事故が発生している。また、当該事故では、18歳未満の者が煙火の運搬を行うなどの火薬類の取扱いに関する重大な法令違反があったことも判明している。
- ・動物駆逐用煙火について、専用ホルダーに入れて使用すべきところ直接手に持つて使用中に破裂し、手首次損や指欠損の重傷者が生じるなど、4件の事故が発生している。

また、がん具煙火の消費については、誤使用や不注意により火災や火傷を伴うなどの事故が8件発生しており、子供の使用による事故も複数発生している。このため、がん具煙火の正しい取扱いや使用法等を周知徹底し、事故防止を図る。

(4) 火薬類の貯蔵、販売、譲受・譲渡、廃棄、その他における危害予防の実施目標

平成27年は、産業火薬類の廃棄中の事故として、事業者が廃棄物処理業者に引き渡した産業廃棄物の中に火工品が紛れしており、処理作業中に破裂して作業員が軽傷を負う事故が1件発生している。当該事故等を教訓として、火薬類の適切な管理の徹底の指導、関係法令、危害予防規定、手順書等を再確認するとともに、関係者への周知、情報共有の徹底を行い、事故防止を図る。

(5) 火薬類の自然災害対策に関する実施目標

自然災害への対応として、平成24年3月の総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会により取りまとめられた報告書「火薬類の自然災害対策について」を踏まえ、引き続き、事業者に対し、津波、土砂災害等を想定した防災対策の実施や理解を促す。さらに、本年3月の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会において提起された各事業所における工室や火薬庫の地震対策について、必要な対応が取られるよう促す。

(実施事項)

1. 商流G及び産業保安監督部

- (1) 商流Gは、危害予防週間の周知用ポスターを作成し、各産業保安監督部、各都道府県及び関係団体に配布し、危害予防意識の高揚を図る。
- (2) 商流G及び各産業保安監督部は、関係団体や事業者に対し、実施目標の周知を徹底する。また、火薬類に関する研修や説明の機会等も活用し、火薬類を取り扱う関係者の保安意識の向上が図られるよう指導する。
- (3) 各産業保安監督部は、関係都道府県との連携体制を強化し、迅速な事故原因の調査方法、適切な再発防止策の作成方法について検討する。また、管轄地域の事故の傾向を分析し、その対策を検討するとともに、それらの傾向や対策について関係都道府県への周知の徹底を図る。
- (4) 商流G及び各産業保安監督部は、火薬類を取り扱う事業者に対して、関係法令・規定等の周知及び遵守の徹底、関係者間における十分な情報共有、適切な保安教育の実施、火薬類の管理体制の再確認、保安管理体制の継続的な構築等を指導する。

2. 都道府県

商流Gは、都道府県に対して、次の事項を実施するよう依頼する。

- (1) 危害予防週間のポスターを関係事業所等に配布し、実施目標の周知を徹底するとともに、保安に功労があった者の表彰等を実施し、危害予防意識の高揚を図る。

- (2) 保安講習の実施及び受講について、関係者に周知を徹底し、自主保安意識の高揚を図る。
- (3) 各都道府県内の火薬類保安関係者と連絡を密にし、火薬類の現場の保安に係る情報収集や保安管理体制に関する意見交換、緊急時の防災連携等の検討を管轄する産業保安監督部と協力して行い、各都道府県内における継続的な火薬類の保安体制の確立を図る。
- (4) 火薬類を取り扱う事業者に対して、関係法令・規定等の周知及び遵守の徹底、関係者間における十分な情報共有、適切な保安教育の実施、火薬類の管理体制の再確認、保安管理体制の継続的な構築等を指導する。

3. 関係団体

商流Gは、関係団体に対して、次の事項を実施するよう依頼する。

- (1) 危害予防週間のポスターを関係事業所等に配布し、実施目標の周知を徹底するとともに、各事業所における危害予防週間実施計画等の作成及びその実施に関する具体的な指導を行う。
- (2) 関係都道府県等と協力して危害予防に努めるとともに、更なる保安の質の向上を図るために、火薬類保安体制について意見交換を行う。
- (3) 事故及び災害発生時にその被害を最小限にできるよう、火薬類が関わる事故・災害を想定した防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図るとともに、有事の対応に備えるよう指導する。
- (4) 事業者に対し、火薬類が関わる事故や災害に関し、最悪の事態を想定した保安管理体制となっているかどうかの再確認を指導する。
- (5) 火薬類の喪失・盗難を防止するための火薬類の管理体制の再確認を行うとともに、非常事態が発生した場合の対応方法について再度確認するよう指導する。